

令和 5年 4月 1日

株式会社 一蘭 行動計画（第5回目）

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全体が働きやすい環境をつくることにより、全社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 5年 4月 1日～令和 8年 3月31日の3年間

2. 内容

目標 1. 年次有給休暇の取得率を平均年間70%以上とする。

(対策)

- 令和 5年 6月 ～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和 6年 1月 ～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和 6年 8月 ～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 令和 7年 2月 ～ 社内報などでキャンペーンを行う
- 令和 8年 1月 ～ 有給休暇の取得予定表の掲示や、取得状況の取りまとめなどによる取得促進のための取り組みの開始

目標 2. 育児休業後、仕事と子育ての両立が困難となり、自ら希望して正社員からパート社員への転換を行った社員が、正社員へ復帰できる制度の設立

(対策)

- 令和 5年 4月 ～ 該当社員の就業環境など実態を把握する
- 令和 6年 1月 ～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和 7年 1月 ～ 社員へのアンケート調査
- 令和 8年 3月 ～ 制度の導入、社内報などによる社員への周知

令和 5年 4月 1日

有限会社 一蘭 行動計画（第5回目）

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全体が働きやすい環境をつくることにより、全社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 5年 4月 1日～令和 8年 3月31日の3年間

2. 内容

目標 1. 年次有給休暇の取得率を平均年間70%以上とする。

(対策)

- 令和 5年 6月 ～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和 6年 1月 ～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和 6年 8月 ～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 令和 7年 2月 ～ 社内報などでキャンペーンを行う
- 令和 8年 1月 ～ 有給休暇の取得予定表の掲示や、取得状況の取りまとめなどによる取得促進のための取り組みの開始

目標 2. 育児休業後、仕事と子育ての両立が困難となり、自ら希望して正社員からパート社員への転換を行った社員が、正社員へ復帰できる制度の設立

(対策)

- 令和 5年 4月 ～ 該当社員の就業環境など実態を把握する
- 令和 6年 1月 ～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和 7年 1月 ～ 社員へのアンケート調査
- 令和 8年 3月 ～ 制度の導入、社内報などによる社員への周知